

輸出規制に関する新提案について

1. 趣旨

- 農作物のエネルギーの原料としての利用の増大、中国・インド等の人口超大国の農作物需要の急増、地球温暖化に伴う異常気象の頻発等により、世界の食料需給は逼迫の傾向を強めている。
- こうした中で、一部の国が小麦等で輸出規制を行う動きが急速に広まっており、輸出規制によって価格の高騰などを招き、貧しい途上国をはじめ食料輸入国の食料安全保障に大きな影響を及ぼしている。
- 現在の議長案でも期限の設定等輸出規制に関する規律の強化が盛り込まれているが、以上の状況を踏まえ、更に実効性のある規律強化を図るため、輸出規制の発動に当たっての準則を明確化するとともに、一定の場合に輸入国が輸出規制を行おうとする国と協議する仕組みを設ける。

2. 内容

(1) 準則の明確化

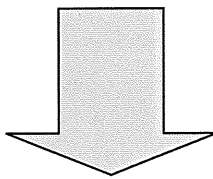
- ・ 新たな輸出規制の発動は、生産、在庫、国内消費量等からみて、真に必要なものに限定。
- ・ 輸出規制を行う国は、輸入国の食料安全保障に及ぼす影響に十分考慮を払い、特に、①規制がない場合に行われる食料の輸入、②食料純輸入途上国への食料援助の確保に必要な配慮を払う。

(2) 農業委員会における協議メカニズムの創設

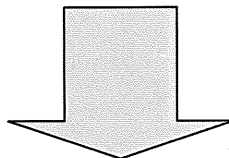
- ・ 新規の輸出規制の発動に当たっては、農業委員会への事前通報と利害関係を有する輸入国との事前協議を義務づけ。
- ・ 協議不調の場合には、専門家からなる常設委員会が判断。
- ・ 協議継続の間、及び専門家からなる常設委員会の判断が下されるまでの間、新規の輸出規制の措置の発動は不可。

新たに輸出規制を行う場合の協議メカニズム

- 新たに輸出規制を行う国は、必要な情報を付して、農業委員会に事前かつ速やかに通報



- 輸出規制を行う国は、実質的に利害関係を有する他の輸入国と事前協議を実施



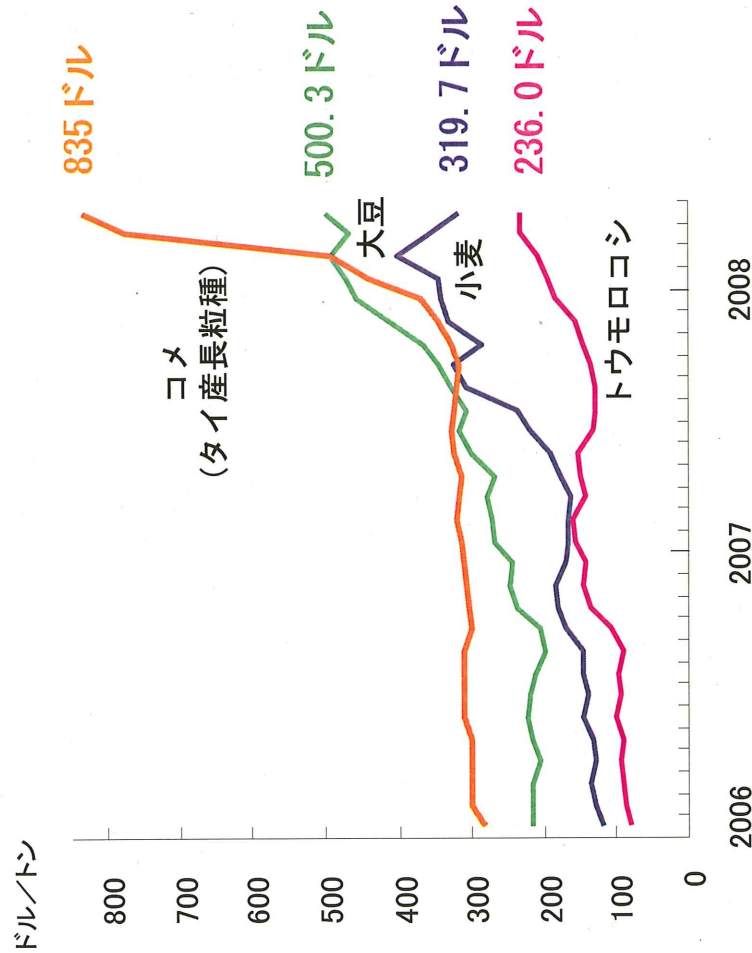
- 協議開始から[60]日以内に解決が図られない場合、専門家から構成される常設委員会が当該措置について判断

※ 輸入国との協議継続の間、及び専門家から構成される常設委員会の判断が提示されるまでの間、新たな輸出規制の発動は不可

食料をめぐる事情の変化

【農産物価格の推移】

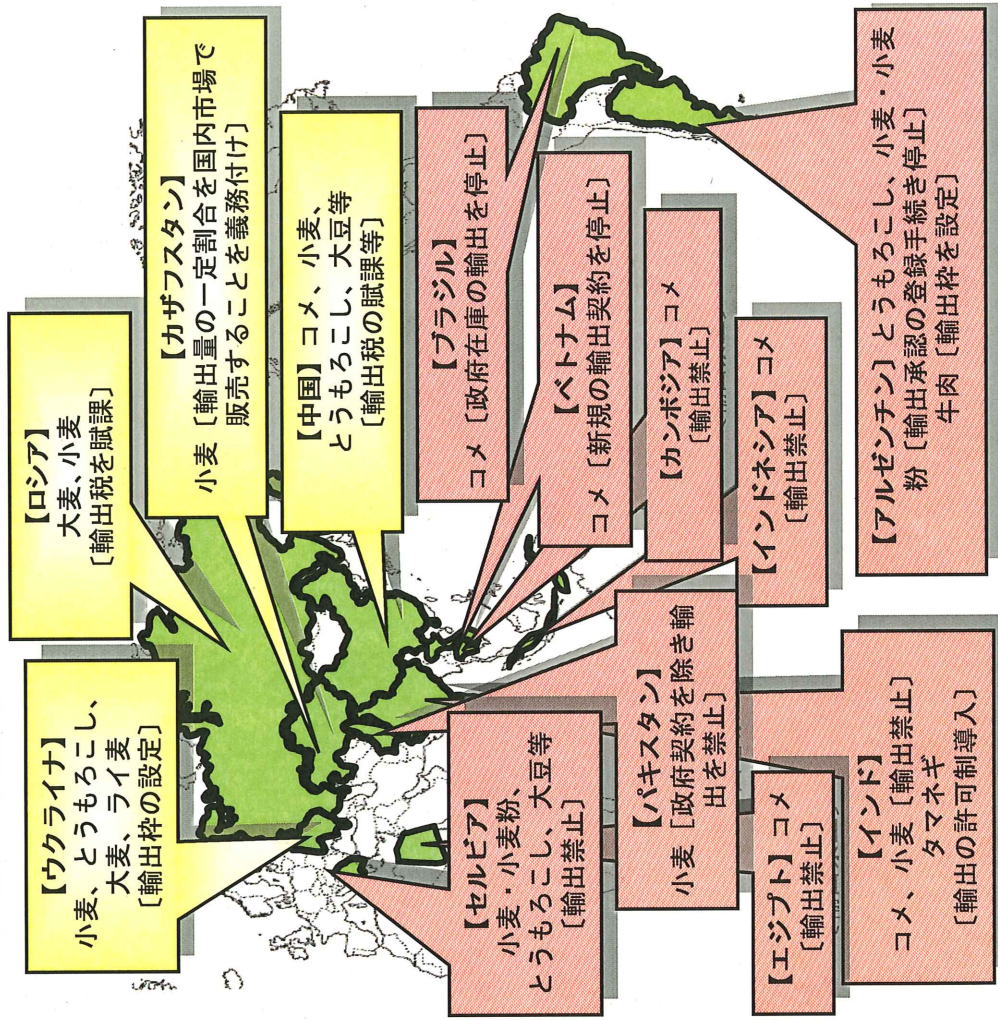
○ 小麦、とうもろこし、大豆の国際価格は、在庫率の低下や穀物全体の需要増等の影響により、2006年秋頃から上昇基調で推移している。現在も高水準にあり、当面、この水準が続くものと見込まれている。



注：小麦、とうもろこし、大豆は、各月ともシカゴ商品取引所の価格。
米は、タイ国貿易取引委員会公表による価格。

【農産物の輸出規制の現状】

○ 最近各国は、輸出禁止・停止、輸出枠の措置をとっている。



(平成20年4月現在)

■は輸出禁止・停止、
□は輸出税の賦課、輸出枠設定等